平成２４年（フ）第２６４号
徳島県板野郡藍住町富吉字穂実35番地12
債務者　沖本　一仁
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６５号
徳島県板野郡藍住町富吉字穂実35番地12
債務者　沖本　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０１号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字磯崎89番地１、旧住所徳島県鳴門市撫養町立岩字五枚192番地
債務者　安宅　**拢**美
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０２号
徳島県板野郡北島町北村字壱町四反地35番地155
債務者　森脇　常夫
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０９号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木２番地の47ＹＢハウス202号室、旧住所徳島県徳島市川内町鈴江西72番地の２
債務者　育田みつ子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１９号
徳島県阿波市吉野町西条字大野神６番地
債務者　森田　恭子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２９号
徳島県阿波市吉野町西条字岡ノ元114番地
債務者　森口　忠雄
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４７号
熊本市南区良町５丁目17番36号
債務者　酒井亜由美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６６５号
熊本市東区下南部２丁目５番２―407号　下南部団地、前住所熊本市北区飛田２丁目６番８号　グレイスヴィラＭＴ103号
債務者　一安美樹男
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３０号
盛岡市前九年３丁目13番72号　メゾンブリッサ１号
債務者　金野千香子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２２０号
広島県福山市東陽台１丁目７番８号　ハイツ大門ＦＫ824
債務者　パナファーストこと　馬屋原耕三
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２３９号
広島県福山市明神町１丁目11番５―２号
債務者　松浦　祐樹
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４４号
広島県福山市坪生町４丁目８番21―４号、旧住所広島県福山市神辺町大字新湯野43番地３レオパレスフレンディ201
債務者　武田　信一
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４６号
広島県福山市曙町３丁目30番３―２号
債務者　近藤　和彦
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４７号
広島県福山市曙町３丁目30番３―２号
債務者　近藤　紀子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４８号
広島県福山市曙町３丁目30番３―２号、旧住所広島県福山市曙町５丁目28番37―３号
債務者　田邉ミヱコ
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２５８号
広島県府中市土生町1439―１、住民票上の住所広島県府中市土生町1359番地14
債務者　立溝加代美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係